

自動車税種別割月割税額表（山口県）

⑤ 軽課50%（乗用車、三輪の小型自動車）

対 象 自 動 車	軽 減 率
令和5年度に新車新規登録された乗用車で、2030年度基準70%達成車（※営業用自動車に限る）	標準税率より概ね50%軽減

※ 新車新規登録時に月割で納付する当該年度の自動車税種別割については、軽課対象ではありません。
 ※ 軽減期間については、新車新規登録された年度の翌年度から1年間となります。

令和6年4月1日現在（単位：円）

		取得月 課税月数	年 額	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月
				11か月	10か月	9か月	8か月	7か月	6か月	5か月	4か月	3か月	2か月	1か月
乗 用 車	営業用	1 ℓ 以下	4,000	3,600	3,300	3,000	2,600	2,300	2,000	1,600	1,300	1,000	600	300
		1 ℓ 超 1.5 ℓ 以下	4,500	4,100	3,700	3,300	3,000	2,600	2,200	1,800	1,500	1,100	700	300
		1.5 ℓ 超 2 ℓ 以下	5,000	4,500	4,100	3,700	3,300	2,900	2,500	2,000	1,600	1,200	800	400
		2 ℓ 超 2.5 ℓ 以下	7,000	6,400	5,800	5,200	4,600	4,000	3,500	2,900	2,300	1,700	1,100	500
		2.5 ℓ 超 3 ℓ 以下	8,000	7,300	6,600	6,000	5,300	4,600	4,000	3,300	2,600	2,000	1,300	600
		3 ℓ 超 3.5 ℓ 以下	9,000	8,200	7,500	6,700	6,000	5,200	4,500	3,700	3,000	2,200	1,500	700
		3.5 ℓ 超 4 ℓ 以下	10,500	9,600	8,700	7,800	7,000	6,100	5,200	4,300	3,500	2,600	1,700	800
		4 ℓ 超 4.5 ℓ 以下	12,000	11,000	10,000	9,000	8,000	7,000	6,000	5,000	4,000	3,000	2,000	1,000
		4.5 ℓ 超 6 ℓ 以下	14,000	12,800	11,600	10,500	9,300	8,100	7,000	5,800	4,600	3,500	2,300	1,100
	6 ℓ 超	20,500	18,700	17,000	15,300	13,600	11,900	10,200	8,500	6,800	5,100	3,400	1,700	
自 動 車	三輪の 小型の 営業用	1 t 以下のもの又は最大積載量の定めのないもの	2,500	2,200	2,000	1,800	1,600	1,400	1,200	1,000	800	600	400	200
		1 t 超	3,500	3,200	2,900	2,600	2,300	2,000	1,700	1,400	1,100	800	500	200
		けん引車	2,000	1,800	1,600	1,500	1,300	1,100	1,000	800	600	500	300	100

(注) 1. ロータリーエンジン車は、「単室容積×ローター数×1.5」により算出した数値を総排気量と見なして、税率を適用する。